

化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準

新	旧
<p>化石エネルギー原料の有効な利用に関する<u>ガス事業者</u>の判断の基準</p> <p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第6条第1号に規定する事業を行う者である<u>ガス事業者</u>（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定する<u>ガス事業者</u>をいう。以下同じ。）について、法第9条第1項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する<u>ガス事業者</u>の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。</p> <p>1. 化石エネルギー原料の有効な利用の目標</p> <p><u>ガス事業者</u>は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「BOG」という。）の着実な利用の</p>	<p>化石エネルギー原料の有効な利用に関する<u>一般ガス事業者等</u>の判断の基準</p> <p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第6条第1号に規定する事業を行う者である<u>一般ガス事業者等</u>（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する<u>一般ガス事業者</u>、同条第6項に規定する<u>ガス導管事業者</u>及び同条第9項に規定する<u>大口ガス事業者</u>をいう。以下同じ。）について、法第9条第1項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する<u>一般ガス事業者等</u>の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。</p> <p>1. 化石エネルギー原料の有効な利用の目標</p> <p><u>一般ガス事業者等</u>は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「BOG」という。）の着実な</p>

維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とすることを目標とする。

2. 目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

ガス事業者は、圧縮機や再液化設備の利用等により、BOGの回収及び利用を実施することとする。

利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するBOGの利用率を概ね100%とすることを目標とする。

2. 目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

一般ガス事業者等は、圧縮機や再液化設備の利用等により、BOGの回収及び利用を実施することとする。